

平成 28 年 12 月 15 日  
資源エネルギー庁

## 平成 28 年度における費用年報の報告提出期限について（注意喚起）

再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 12 条により義務づけられている、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告（以下「設置費用年報」という。）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（以下「運転費用年報」という。）について、平成 28 年度におきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正されたことに伴い、電子報告システムの全面改修を予定しており、新システムへのデータベースの移行期間を確保するため、現行のシステムで提出いただくには、平成 28 年 12 月 22 日(木)までに設置及び運転費用年報の報告が到達するよう提出してください。平成 28 年 12 月 22 日（木）までに間に合わないものについては、平成 29 年度の新システムで提出いただくこととなります。

なお、平成 29 年度における報告の詳細につきましては、決まり次第、ホームページに掲載いたします。

※太陽光発電設備については、電子報告システム（<http://www.fit.go.jp/>）により報告をさせていただいておりますが、当該システムにおきましては、12月22日（木）23：59までに登録完了画面が表示されることが必要です。

※太陽光発電設備以外については、資源エネルギー庁HP「なっとく！再エネ」（[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html)）より様式をダウンロードの上、発電設備の所在地の都道府県を管轄する経済産業局に紙媒体にて平成 28 年 12 月 22 日(木)までに到達するよう提出してください。なお、12月23日以降におきましては、様式をダウンロードすることはできませんので、ご注意ください。

※お問い合わせ窓口

### 【太陽光発電設備】

一般社団法人太陽光発電協会  
JPEA 代行申請センター（JP-AC）  
〒105-0003

東京都港区西新橋 2 丁目 23 番 1 号 第 3 東洋海事ビル 2 階  
TEL 0570-07-8210  
FAX 03-3578-8082

### 【太陽光発電設備以外】

認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の所在地を管轄する各経済産業局管轄地域及び連絡先は、こちらよりご確認ください。